

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

土地の売買、賃借、交換、営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

【対象となる面積】

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

届出者 土地の権利取得者（買主など）

届出期限 契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

提出書類 以下の書類を各1部、メールまたは持参、郵送にて提出してください。

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした1/5,000以上の図面

提出先・問合せ 建設課施設グループ ☎ 2516 メール toshikeikaku@town.abira.lg.jp

令和8年度 「高齢者芸能発表会」 出演者募集と当日のお知らせ

■高齢者芸能発表会に参加しませんか

対 象 町内在住の60歳以上の方

申込方法 ・老人クラブまたは文化団体所属の方は、各所属団体に申し込み

・上記以外の方は、下記項目を書面に記入の上、安平町社会福祉協議会に申し込み

【項目】出演者氏名、住所、電話番号、演目内容（カラオケ、舞踊など）、曲名（カラオケの場合は歌手名も記入）、音源の有無と種類（テープまたはカラオケ機器音源）、舞台に上がるタイミング（舞踊の方のみ記入）、譜面台の要・不要

※出演者氏名と題名に必ずフリガナをつけてください。

申込期限 9月30日(水)

■令和8年度「高齢者芸能発表会」について

日 時 10月23日(金) 10時

場 所 追分公民館

※町内13か所に停留する無料送迎バスを運行します。ご希望の方は安平町社会福祉協議会に乗り場と時間をご確認の上、お申し込みください。

申込先・問合せ 安平町社会福祉協議会 ☎ 23061（本所） ☎ 22263（追分支所）

人 事 異 動

（ ）内は旧任、G＝グループの略、GL＝グループリーダーの略

【令和8年9月1日付】異動および昇格

▼健康福祉課	・健康福祉担当課長	小坂 善朋（同課課長補佐）
	・参事（福祉GL兼）	石塚 一哉（議会事務局事務局長）
▼水 道 課	・業務G 主幹	松尾 仁（総務課総務G主幹）
▼議会事務局	・事務局長	小坂橋憲仁（健康福祉担当課長）